

# 沖縄県公報

定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に当たるときは休刊とする。

目 次

# 病院事業局事項

- ○平成29年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程…………11

# 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第10号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成29年8月18日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

#### 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の13条を加える。

(級別資格基準表)

第5条の2 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規程において別に定める場合を除き、別表第10に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)によるものとする。

(級別資格基準表の適用方法)

- 第5条の3 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の 区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職 務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の 級に決定するための必要経験年数を示す。
- 2 級別資格基準表の試験欄の正規の試験及びその他の区分は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。)第12条第2項の規定の適用を 受けるものとして取り扱うものとする。
- 3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、初任給等規則第12条第3項の規定の適用を受けるものとして 取り扱うものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者 に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。
- 4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する 学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

- 第5条の4 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用 に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。
- 2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、初任給等規則第14条の2 第1項の規定の適用を受けるものとして換算して得られる年数とする。

(経験年数の調整)

第5条の5 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第10の2に定める修学年

数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の 規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱いの特例)

**第5条の6** 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

- 第5条の7 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各 号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。
  - (1) 初任給等規則第16条又は第17条の規定の適用を受けた職員 局内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ病院事業の管理者(以下「管理者」という。)の承認を得て定める期間
  - (2) 第5条の12第1項又は第5条の14第1項に規定する異動をした職員 局内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める期間 (昇格)
- 第5条の8 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要在級年数及び必要経験年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。
- 2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。
- 3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要 在級年数又は必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ 同表の必要在級年数又は必要経験年数とすることができる。
- 4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第5条の9 職員が初任給等規則第12条第2項各号のいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

- 第5条の10 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する初任給等規則別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。ただし、病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第11に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。
- 2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときに おける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取 り扱うものとする。
- 3 前条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、管理者の定める号給とする。

(降格の場合の号給)

- 第5条の11 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の 適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの

規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

- 第5条の12 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給等規則別表第2に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、初任給等規則第10条第1項第1号に掲げる職務の級にあってはあらかじめ管理者の承認を得て、その他の職務の級にあっては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。
- 2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要在 級年数又は必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同 表の必要在級年数又は必要経験年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

- 第5条の13 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める給料月額とする。
  - (1) 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき (免許等を必要とする職務に異動した者にあっては、その免許等を取得したとき) から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、局内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
  - (2) その初任給の決定について初任給等規則第16条又は第17条の規定の適用を受けた者 あらかじめ管理 者の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日 に受けることとなる号給
- 2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に 達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後 の号給とすることができる。
- 3 第5条の10及び第5条の11の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

- 第5条の14 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その 異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。
- 2 第5条の12第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。 附則第5項中「当分の間」を「平成29年3月10日から同月31日までの間」に改める。 附則に次の2項を加える。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

6 第24条第5項の規定による扶養手当の支給については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年沖縄県条例第56号。以下「改正条例」という。)附則第5項から第8項までの規定の適用を受ける一般職員の例による。この場合において、改正条例附則第5項中「そのうち1人については10,000円」とあるのは「そのうち1人については10,000円。ただし、職員に配偶者がない場合であって扶養親族たる子が1人のときは11,000円」と読み替えるものとする。

(昇給の号給数の特例)

7 職員の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。 別表第2病院事業医療職給料表(1)を次のように改める。

病院事業医療職給料表(1)

職員の区	職務の級	1 級	2級	3 級	4 級
分分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 244, 100 246, 600 249, 100 251, 600	円 329, 400 332, 400 335, 300 338, 400	II	473, 200 475, 400

平成29年8月	18日 金曜	日	公報		(号外第15号)
	5	253, 900	341, 100	406, 500	480,000
	6	257, 700	344, 400	409, 200	482, 200
	7	261, 500	347, 600	412, 000	484, 400
	8	265, 300	350, 700	414, 800	486, 600
	9	268, 900	353, 700	417, 400	488, 600
	10	272, 900	356, 700	420, 100	490, 700
	11	276, 900	359, 800	422, 800	492, 800
	12	280, 900	363, 000	425, 500	494, 900
	12	280, 900	303, 000	425, 500	494, 900
	13	284, 700	366, 100	428, 000	497, 000
	14	288, 700	369, 700	430, 500	499, 100
	15	292, 600	373, 100	432, 900	501, 200
	16	296, 500	376, 800	435, 400	503, 300
	17	300, 300	380, 400	437, 600	505, 400
	18	303, 900	383, 100	440,000	507, 400
	19	307, 400	385, 900	442, 400	509, 400
	20	311,000	388, 700	444, 800	511, 400
	21	214 600	201 600	446 900	F12 200
	21	314, 600	391, 600	446, 800	513, 200
	22	318, 300	394, 200	449, 200	515, 000
	23	321, 800	396, 800	451, 600	516, 900
	24	325, 500	399, 400	453, 900	518, 800
	25	329, 000	401, 700	456, 100	520, 500
	26	331, 800	404, 000	458, 400	522, 300
	27	334, 500	406, 300	460, 600	524, 100
	28	337, 100	408, 600	462, 900	525, 900
	20	220 000	411 000	465 100	597 900
	29	339, 900	411, 000	465, 100	527, 800
	30	342, 200	413, 100	467, 400	529, 600
	31	344, 400	415, 100	469, 700	531, 400
	32	346, 800	417, 200	471, 900	533, 200
	33	349, 200	419, 300	473, 900	534, 800
	34	351, 600	421, 300	476, 000	536, 600
	35	353, 900	423, 300	478, 100	538, 300
	36	356, 400	425, 300	480, 200	540, 100
	27	250 000	497 400	400 200	E41 700
	37	358, 800	427, 400	482, 300	541, 700
	38	361, 200	429, 400	484, 100	543, 300
	39	363, 600	431, 400	485, 900	544, 700
再任	40	366, 000	433, 400	487, 700	546, 300
用職	41	368, 300	435, 400	489, 400	547, 800
員以	42	369, 700	437, 200	491, 200	549, 200
外の	43	371, 200	438, 900	493, 000	550, 600
職員	44	372, 700	440, 700	494, 800	551, 900
	45	274 200	440 600	406 400	FE9 100
	45	374, 200	442, 600	496, 400	553, 100
	46	375, 600	444, 400	498, 100	554, 100
	47	377, 100	446, 200	499, 900	555, 100
	48	378, 600	447, 900	501, 700	556, 100
	49	379, 900	449, 700	503, 300	557, 100
	50	380, 900	451, 400	504, 600	558, 000
	51	381, 900	453, 200	505, 900	558, 900
	52	382, 900	455, 000	507, 200	559, 800
	53	383, 900	456, 900	508, 500	560, 600
			-		
	54	384, 800	458, 100	509, 800 511, 100	561, 500 562, 400
	55 56	385, 700	459, 300	511, 100	562, 400
	56	386, 600	460, 500	512, 400	563, 300
	57	387, 600	461, 700	513, 400	564, 200

成29年8月18日	金曜日		公 報		(号外第15
	58	388, 500	462, 700	514, 200	565, 100
	59	389, 300	463, 700	515, 000	566,000
	60	390, 100	464, 700	515, 800	566, 700
	61	390, 900	465, 500	516, 700	567, 600
	62	391, 400	466, 200	517, 500	568, 500
	63	391, 800	466, 900	518, 400	569, 400
	64	392, 300	467, 600	519, 200	570, 300
	65	392, 600	468, 300	520, 100	571, 200
	66	112, 111	469, 000	521,000	
	67		469, 700	521, 700	
	68		470, 400	522, 600	
	69		470, 900	523, 500	
	70		471, 600	524, 300	
	71		472, 300	525, 200	
	72		473, 000	526, 100	
	14		473,000	520, 100	
	73		473, 400	526, 900	
	74		474, 000	527, 800	
	75		474, 700	528, 700	
	76		475, 400	529, 400	
	77		475, 800	530, 200	
	78		476, 400	531, 100	
	79		477, 000	532, 000	
	80		477, 500	532, 900	
	81		478, 100	533, 700	
	82		478, 600	534, 600	
	83		479, 100	535, 500	
	84		479, 600	536, 400	
	85		480, 000	537, 200	
	86		480, 600	538, 100	
	87		481, 000	539, 000	
	88		481, 500	539, 900	
	89		482, 000	540, 700	
	90		482, 600	010, 100	
	91		483, 200		
	92		483, 600		
	93		484, 100		
	94		484, 700		
	95		485, 300		
	96		485, 900		
	97		486, 400		
再任					
用職		295, 800	338, 200	392, 600	465, 600

6 困難な業務を行う病院の医療部長又は本庁の医療企画監の職務

6 困難な業務を行う病院の医療部長又は本庁の医療企画監の職務

7 困難な業務を行う病院の部長の職務

5

を

に

改める。

別表第10を次のように改める。

# 別表第10 (第5条の2関係)

1 病院事業行政職給料表級別資格基準表

試		験	学歴	職務の免許等	か級 <u></u>	1級	2級	3級	4級	5 級	6 級	7級	8級	9級
	上	級	大	学	卒		3	4	4	2	2	3	3	3
正		形又	<u></u>	<del>子</del>	<del>*</del>	0	3	7	11	13	15	18	21	24
規	中	級	短	4-	卒		5. 5	4	4	2	2	3	3	3
の試験	<del>     </del>	形义	塩	大	4	0	6	10	14	16	18	21	24	27
	\$TI	ÝΤL	占	长	<del>1/.</del>		8	4	4	2	2	3	3	3
	初 	級	高	校	卒	0	8	12	16	18	20	23	26	29
7.	<i>.</i>	lih		224	ميلي		9	4	4	2	2	3	3	3
そ	の	他	中	学	卒	3	12	16	20	22	24	27	30	33

# 2 病院事業医療職給料表(1)級別資格基準表

職			種	職務の級 学歴免許等	1 級	2 級	3 級	4 級
医			師	大学6卒		6	3	7
歯	科	医	師	大学6卒	0	6	9	16

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

3 病院事業医療職給料表(2)級別資格基準表

職		種	学歴分	職務の総 免許等	<u>Д</u>	1級	2級	3 }	級	4 <del>í</del>	汲	5	級	6	級
			大	学 6	卒				2		3		4		4
				, ,	'		0	2		5		9		13	
薬	剤	師	大	学	卒				5		3		4		4
梁	771)	րի	人	<del>1.</del>	7		О	5		8		12		16	
			短	大	卒		2.5		5		3		4		4
			쬬	人	<del>4`</del>	0	2. 5	8		11		15		18	
			大	学	卒				5		3		4		4
  栄	養	士	人	<del>1.</del>	<del>7 `</del>		О	5		8		12		16	
本	食	Т	短	大	卒		2.5		5		3		4		4
			殓	人	<del>4.</del>	0	2. 5	8		11		15		18	
			大	学	卒				5		3		4		4
診 療	放射線排	技師.		子	<del>'''</del>		0	5		8		12		16	

及29年8月	1 TO H	金曜	<u> </u>				公	秤	۸.							方外	47 T (
			短	大	3	卒			1	 	5		3		4	ļ	4
			7.11.2			<u>'</u>	0	1		6		9		13		17	
診療エッ	クス組	. 技師	短	ナ	_	卒			2.5		5		3		4		4
砂原一フ	ン / NM	以1人山山	VIE	<i></i>		+	0	2. 5		8		11		15		18	
			大	씤	<u> </u>	<u>*</u>					5		3		4		4
	\ <del>*</del> -	++	人	7	_	卒		О		5		8		12		16	
臨 床 検	2 宜 1	坟 剛	<i>i</i> ==		0	مياب			1		5		3		4		4
			短	大	3	卒	0	1		6		9		13		17	
			L			ماب					5		3		4		4
<b>/</b> h→ 11 1			大	学	<b>Z</b>	卒		0		5		8		12		16	
衛生検	(金)	技 脚							2.5		5		3		4		4
			短	ナ	7	卒	0	2. 5		8		11		15		18	
											5		3		4		4
			大	当	之	卒		0		5 5		8		12		16	
臨床工	. 学 :	技士							1		5		3		4		
			短	大	3	卒	0	1		6		9		13		17	
											5		3		4		
理学	療法	生 士	大	当	ź	卒				5 5		8		12		16	
	療法	-							1		5		3		4		
., ,,,			短	大	3	卒	0	1		6		9		13		17	
											5		3		4		
			大	当	叁	卒		0		5 5		8		12		16	. – –
視能	訓網	東 士						+	1		5		3		4		
			短	大	3	卒	0	1		6		9		13		17	
								+			 5		3	10	4		
			大	当	ź	卒		0		 5		8		12		16	
言 語	聴覚	1 士							1		 5		3	12	4	10	
			短	大	3	卒	0	1		6		9		13	·	17	
								1	1		5		3	10	4	11	
			短	大	3	卒	0	1		6		9		13	·	17	
		}						1	2. 5	0	5	9	3	10	4	11	
歯 科	衛生	主 士	短	大	2	卒	0	2. 5	∠. IJ	8		11		15		18	
							0	4. 5	1	0		11	3	10		10	
			高	校 専	攻科	平卒			4		5	10	చ 	1.0	4	10	
							0	4		9		12		16		19	
			短	大	3	卒			1		5		3		4		. <b></b> -
							0	1	0 =	6		9		13		17	
歯科	技 コ	- 4	短	大	2	卒			2.5	L	5	l	3		4	L	4

			0	2.5	8	11	15	18
<b>4</b>	<del>1</del> -7-			5	5	3	4	4
高	校	卒	О	5	10	13	17	20

- 備考1 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工 学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士の経験年 数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合 は、その定めるところによる。
  - 2 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。
- 4 病院事業医療職給料表(3)級別資格基準表

職		種		職務学歴免許等		職務の級 色許等		1 級	2級	3	3 級		級	5級		6級		7 3	級
			4	学	卒				5		3		4		4		5		
助	産	師	大 	<del></del>	4		0	5		8		12		16		21			
看	護	師	短	+	卒				7		3		4		4		5		
			粒	大	4		0	7		10		14		18		23			
准	看 護	師	/ <i>比手</i> ·司	護師養成	正太		4												
1年	看 護	Þili	1世/目前	受印1 食 八	かり半	0	4												

- 備考1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22 条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所(保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
  - 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時(助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時)以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 5 病院事業現業業務従事職給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の	<b>の級</b>	1 級	2 翁	及	3級		4級		5 級	
高	校	卒			6		3		7		4
向   	111	<del>*</del>	0	6		9		16		20	
中	学	卒			9		3		7		4
	<del></del>	<del>*</del>	0	9		12		19		23	<b>-</b>

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、その就業に必要な免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第10の次に次の1表を加える。

別表第10の2 (第5条の5関係)

修学年数調整表

学	歴	区	$\leftrightarrow$	修学年数		基準学	歴区分	
子	lie.		71	16 子牛奴	大 学 卒 (16年)	短 大 卒 (14年)	高 校 卒 (12年)	中 学 卒 (9年)

- JJX, Z J	十0月10	日 不耻	: H		Δ	TIX					(7	7F2710
<b>L</b>												
博	士 課	程修	了	21年	+	5年	+	7年	+	9年	+	12年
修	士 課	程修	了	18年	+	2年	+	4年	+	6年	+	9年
専	門職学信	立課程値	<b>多</b> 了	18年	+	2年	+	4年	+	6年	+	9年
大	学	6	卒	18年	+	2年	+	4年	+	6年	+	9年
大	学 専	攻 科	卒	17年	+	1年	+	3年	+	5年	+	8年
大	学	4	卒	16年			+	2年	+	4年	+	7年
短	大	3	卒	15年		1年	+	1年	+	3年	+	6年
短	大	2	卒	14年	_	2年			+	2年	+	5年
短	大	1	卒	13年		3年		1年	+	1年	+	4年
高	校専	攻 科	卒	13年	_	3年	_	1年	+	1年	+	4年
高	校	3	卒	12年	_	4年	_	2年			+	3年
高	校	2	卒	11年	_	5年	_	3年	_	1年	+	2年
中	<u> </u>	学	卒	9年	_	7年	_	5年	_	3年		

- 備考1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ初任給等規則別表第3 に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
  - 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
  - 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄のこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数を加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
  - 4 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程 又は薬学に関する課程(修業年限4年のものに限る。)を修了した者に対するこの表の適用につい ては、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ 1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
  - 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について管理者が別段の定めをした職員については、管理者が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

## 別表第11中

Γ		. г	
	82	'	81
	82		82
	82		82
	82		82
	83		82
		1	

1 /	双23十0月.	тон л	ムド田口	Δ †X	(7/197107)
	83		82		
	83		83		
	83		83		
	84		83		
	84		83		
	84		83		
	84		84		
	85	を	84	に改める。	
	85		84		
	85		84		
	85		84		
	86		85		
	86		85		
	86		85		
	86		86		
	87		86		
	87		86		
	87		87		
	87		87		
	88		87	ı	
		_		J	

別表第12の2中「343,000円」を「343,500円」に、「364,100円」を「364,600円」に、「338,600円」を 「339,100円」に、「359,700円」を「360,200円」に、「334,200円」を「334,700円」に、 「355,300円」を 「355,800円」に、「329,800円」を「330,300円」に、「350,900円」を「351,400円」に、 「325,400円」を 「325,900円」に、「346,500円」を「347,000円」に、「321,000円」を「321,500円」に、 「342,100円」を 「342,600円」に、「309,000円」を「309,500円」に、「330,100円」を「330,600円」に、「296,800円」を 「297,300円」に、「317,800円」を「318,300円」に、 「285,000円」を「285,500円」に、 「306,100円」を 「306,600円」に、「273,000円」を「273,500円」に、「294,200円」を「294,700円」に、 「261,000円」を 「261,500円」に、「282,100円」を「282,600円」に、「245,800円」を「246,300円」に、「266,900円」を 「267, 400円」に、「231, 000円」を「231, 500円」に、「252, 100円」を「252, 700円」に、「216, 100円」を 「216,600円」に、「237,200円」を「237,800円」に、「200,800円」を「201,300円」に、 「221,900円」を 「222,500円」に、「183,500円」を「184,100円」に、「204,600円」を「205,200円」に、「166,000円」を 「166,600円」に、「187,200円」を「187,900円」に、「148,900円」を「149,500円」に、「170,100円」を 「170,800円」に、「118,500円」を「135,000円」に、「139,700円」を「150,000円」に、「90,800円」を 「120,000円」に、「112,200円」を「130,000円」に改める。

#### 附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年8月18日から施行する。
- 2 この規程による改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程別表第12の2の規定は、平成28年4月1日か

ら適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 この規程の施行に伴う平成29年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年沖縄県条例第56号)附則第3項の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。(給与の内払)
- 4 この規程による改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の沖縄県病院事業企業職員給与 規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

#### 沖縄県病院事業局管理規程第11号

平成29年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程を次のように定める。

平成29年8月18日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

平成29年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程 (趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県病院事業企業職員給与規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号。以下「給与規程」という。) 附則第7項の規定に基づき、平成29年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 職員 給与規程別表第1から別表第3までのいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。
  - (2) 一般職員 給与規程別表第12に掲げる職を占める職員以外の職員をいう。
  - (3) 特定職員 給与規程別表第12に掲げる職を占める職員をいう。

(平成29年4月1日における職員の昇給の号給数の特例)

- 第3条 平成29年4月1日において、職員を沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号。以下「県職員給与条例」という。)第7条第3項の規定による昇給(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。)第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(以下この項及び次項において「基準号給数」という。)とする。ただし、前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に給与規程第5条の10第3項、初任給等規則第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第41条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、基準号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された目から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(病院事業の管理者(「以下「管理者」という。)の定める職員にあっては、管理者の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる職員は、昇給しない。
  - (1) この項ただし書の規定による号給数が零となる職員
  - (2) 次項第3号又は第6号に掲げる職員で管理者が昇給させることが相当でないと認めるもの
- 2 職員の基準号給数は、初任給等規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に 掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
  - (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上(県職員給与条例第7条第5項又は現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第108号)第7条第2項の規定の適用を受ける知事部局の職員の例によることとされる職員(以下この項において「昇給抑制年齢職員」という。)にあっては、1号給以上)
  - (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給(昇給抑制年齢職員にあっては、零)
  - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下(昇給抑制年齢職員にあっては、零)
  - (4) 勤務成績が特に良好である特定職員 4号給以上(昇給抑制年齢職員にあっては、1号給以上)

- (5) 勤務成績が良好である特定職員 3号給(昇給抑制年齢職員にあっては、零)
- (6) 勤務成績が良好であると認められない特定職員 2号給以下(昇給抑制年齢職員にあっては、零)
- 3 管理者の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間における3月31日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他管理者の定める職員については、前項第3号又は第6号に掲げる職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 4 第1項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は給与規程第5条の12に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。 (補則)
- 第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

### 附 則

この規程は、平成29年8月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部

総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 国際印刷

〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号